

学校法人芝浦工業大学卒業生評議員候補者選挙規則

(目的)

第1条 芝浦工業大学校友会は、学校法人芝浦工業大学評議員選挙規則第14条により、学校法人芝浦工業大学に対し、卒業生評議員候補者を推薦する。この規則は卒業生評議員候補者の選挙及び推薦にあたり、必要な事項を定める。

(被選挙権)

第2条 学校法人芝浦工業大学の設置する学校(その法人の前身者が設置した学校を含む。以下「母校」という)を学部卒業した者、又は大学院修了が認定された者、又は母校設立校により卒業が認定された者(以下「卒業生」という)であつて、年齢満25歳以上の者は、卒業生評議員候補者の被選挙権を有する。ただし、選挙期日及びその前6ヶ月の期間において、この法人の設置する学校に在学していた者、およびこの法人の教職員は、本条の被選挙権を停止される。

(選挙権)

第3条 芝浦工業大学校友会会則(以下「会則」という)第22条第1項に規定された幹事は卒業生評議員候補者の選挙権を有する。ただし、学内選出幹事で学校法人芝浦工業大学教職員評議員の選挙権を有する者は、その間、本条の選挙権を停止される。

(選挙管理委員会)

第4条 卒業生評議員候補者の選挙は、会則第22条第4項に規定された選挙管理委員会(以下「委員会」という)が管理し、執行する。
2. 委員会の庶務は校友会本部事務局が担当する。

(選挙期日の指定)

第5条 委員会は、卒業生評議員候補者の選挙日を指定して、その期日の6か月前までに、これを卒業生に通知し、公示しなければならない。
2. 選挙日は、卒業生評議員の任期満了前1か月前までにこれを指定しなければならない。

(本部による候補者の推薦)

第6条 校友会本部より校友会会長1名を無投票にて卒業生評議員候補者に推薦する。
2. 会則第35条第2項に規定された執行役員会の議事における議決にて推薦され、常任幹事会にて承認された者1名を無投票にて卒業生評議員候補者に推薦する。
3. 前項及び前々項の候補者の推薦は、「卒業生評議員候補者推薦書」(様式第1号)及び「所信表明書」(様式第2号)をもって委員会にこれを届出なくてはならない。
4. 前項の卒業生評議員候補者の推薦者は執行役員会の構成員より選任することができる。

(支部による候補者の推薦)

第7条 支部規則第3条第1項に規定された支部(以下「支部」という)は、次条のブロック選考を経た後、卒業生評議員候補者を推薦することができる。
2. 前項の候補者の推薦は、「卒業生評議員候補者推薦書」

(様式第1号)及び「所信表明書」(様式第2号)をもって委員会にこれを届出なくてはならない。

(ブロックによる選考)

第8条 前条の候補者の選考のため、支部をブロックに区分し、支部代表者による協議を行い、選挙日の2ヶ月前までに各ブロックの推薦候補者(以下「ブロック推薦者」という)を選考する。

2. 前項でいうブロック区分別定数は次のとおりとする。

ブロック区分	支部	推薦者定数
1. 北海道	北海道	1名
2. 東北	青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島	1名
3. 関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川	2名
4. 東京	東京	2名
5. 甲信越	新潟・長野・山梨	1名
6. 北陸	富山・石川・福井	1名
7. 東海	静岡・愛知・岐阜	1名
8. 近畿	三重・関西	1名
9. 中国	鳥取・岡山・島根・広島・山口	1名
10. 四国	香川・徳島・愛媛・高知	1名
11. 九州沖縄	福岡・佐賀・長崎・大分・宮崎・熊本・鹿児島・沖縄	1名

(候補者の要件)

第9条 候補者は第2条の被選挙権者であるとともに、何らかの形で校友会地域支部活動に関わってきたもの、或いはこれから関わるものとする。
2. 卒業生評議員を2期経験したものは原則として候補者にならない。

(候補者名簿と投票用紙の発送)

第10条 委員会は、選挙期日の30日前までに、前条の規定に従って推薦を受けたブロック推薦者につき、候補者名簿を作成して、投票用紙とともに選挙権者宛に通常郵便をもって発送する。
2. 委員会は、候補者名簿を校友会のホームページ上で告示する。

(投票)

第11条 選挙は、候補者名簿に記載された候補者につき6名以下無記名の投票によって、これを行い、選挙権者は通常郵便により、これを委員会宛に発送する。

(当選者の確定)

第12条 委員会は、投票の結果、有効投票の最多数を得た者から順次に6名を当選者とし、更に第6条(本部による候補者の推薦)の規定により無投票で選出された者2名を加えた計8名を、芝浦工業大学校友会は、学校法人芝浦工業大学に卒業生評議員候補者として推薦する。
2. 得票が同数の場合には、満年齢の若い順による。
3. 委員会は、投票結果について、校友会のホームページ上で告示する。

(繰上げ当選)

第13条 卒業生評議員に欠員を生じたときは、次点者から順次に繰上げ当選とし、芝浦工業大学校友会は学校法人芝浦工業大学に推薦する。

(選挙細則)

第14条 卒業生評議員候補者の選挙に関して、本規則に規定するもののほか、細則は、委員会が定める。

(規則の改廃)

第15条 本規則の改廃は委員会からの要請を受け、執行役員会の提案により、常任幹事会が行う。また、本規則を改廃した際には、直ちに学校法人芝浦工業大学に報告し、承認を得るものとする。

附則

1. この規則は、平成19年3月16日から施行する。
2. この規則(一部改正)は平成19年10月24日から施行する。
3. この規則(一部改正)は平成26年5月29日から施行する。